

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年十二月二十日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ院庄

所在地 津山市院庄九〇九一ーほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七ー七

代表者の氏名 理事長 三橋 幸夫

### 3 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 岡山市奉還町一丁目七ー七

(変更後) 岡山市北区奉還町一丁目七ー七

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

### 4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所 平成二十一年四月一日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

平成二十三年十二月一日ほか

## 二 届出年月日

平成二十三年十二月九日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成二十三年十二月二十日から平成二十四年四月二十日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課